

藤岡市農業委員会
令和6年第10回
定例会議事録

令和6年10月4日招集

令和6年藤岡市農業委員会第10回定例会議事録

令和6年10月4日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 51号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 53号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 54号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 56号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
議案第 57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 19号 令和5年藤岡市農地賃借料情報について
報告第 20号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 21号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 敬明 | 5番 渡邊 義晴 | 8番 宮下 佐登志 | 11番 高橋 勝義 |
| 16番 黒澤 松博 | 18番 齋藤 今朝男 | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次 長 | 真下 和弘 |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇 | 係 長 代 理 | 宮原 優雅子 |
| 係 長 代 理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時24分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第10回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎3階の会議室を用

意しております。1 班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 10 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。6 番 田沼委員、8 番 山口委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案第 51 号は、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので決定を求めるものです。整理番号 1 番です。土地の表示は、本郷字木ノ下 畑 514 m²です。位置図は議案書 19 ページ左にあります。当初計画者は、埼玉県児玉郡上里町大字七本木の H さん、承継者は、小林の S さんです。当初許可は、昭和 62 年 6 月 26 日です。契約内容は、当初計画は使用貸借、変更計画は売買です。計画の変更理由について、当初計画者は、一般住宅を建築する予定だったが現住所に住居を建築し、建築する事がなくなったため、承継者に譲り渡したい。承継者は、家族 4 人でアパートに住んでいる。アパートが手狭になり、長男が入学する前に妻の両親が近くに住む当該地に家を建てたい。施設概要は、当初計画：一般住宅用地、変更計画：専用住宅用地（指定集落内建物）です。付近の状況は東：畑、南：宅地、西：畑・水路、北：道路です。誓約書が添付されており、関係する他法令は都市計画法です。農地区分は、1 種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。なお、都市計画上の制限から変更計画後は 500 m²とし、残地 14 m²については市の水路があるため寄附予定となっております。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第 51 号整理番号 1 番について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 51 号整理番号 1 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 1 番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第 52 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 53 号農地法第 4 条の規定による許可申請につ

いて、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時31分)

(再開13時58分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 52 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 52 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、中大塚の N さんが、農業経営の規模拡大を図るため、中大塚の農地 2 筆、面積 1,601 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、上栗須の K さんが、新たに農業を開始するため、篠塚の農地 1 筆、面積 202 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、矢場の S さんが、農業経営の規模拡大を図るため、矢場の農地 2 筆、面積 4,018 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 52 号整理番号 1 番から 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 53 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 53 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、鬼石の S さんが、鬼石の農地を倉庫・車庫用地のため転用するもので、農地 1 筆、面積は 793 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 53 号整理番号 1 番について、1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 53 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 53 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 916 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題な

いと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、小林の S さんが本郷の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 500 m²、農地区分は第 1 種農地ですが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 692 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,312 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は市外の法人が、金井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,159 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 54 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 9 番の 4 件です。整理番号 6 番は市外の I さんが小林の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 487 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,779 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、篠塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 553 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、鬼石の A さんが、坂原の農地を売買で取得し、山林用地として転用するもので、農地 4 筆、面積 6,564 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 54 号整理番号 6 番から 9 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 9 番は許可と決定します。なお、議案第 54 号整理番号 9 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。

続きまして、議案第 55 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。議案第 55 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。今回の計画は、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される所有権移転の計画で、対象地は 4 件です。以上で、議案第 55 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 55 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関係する委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長 それでは議案 55 号について何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 続きまして、議案第 56 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。議案第 56 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 10 件です。以上で、議案 56 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 56 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長 それでは議案第 56 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 続きまして、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。議案第 57 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めています。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 6 件ですが、変更後の借人は全て同一となります。以上で、議案 57 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 57 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進

計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 19 号・20 号・21 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(意見なし)

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。報告第 19 号につきましては、令和 5 年 1 月から 12 月までに農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定がされた賃貸借及び農地法第 3 条の許可により設定された賃貸借における賃借料を田畑ごとに 10a あたりでまとめたものです。詳細は一覧表でご確認ください。なお、集計にあたっては、平均的な金額から著しく外れている特殊な取引があった場合は算定から除外してあります。また、この賃借料情報につきましては、定例会後に市の HP と農業委員会だよりに掲載し、市民の方に周知させていただきます。続きまして議案書 14 ページをご覧ください。報告第 20 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 3 件、5 条が 1 件の計 4 件ございます。詳細については 15 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 21 号ですが、議案書 16 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 4 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 1 件、許可取消が 1 件の計 7 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 19 号・20 号・21 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 10 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 23 分)